

## 製品安全データシート

## 【Safety Data Sheet】

作成日 2016年10月3日

## 1. 製品及び会社情報

製品の名称: DNAプローブ MTD

構成試薬名称: 増幅酵素

会社名: ホロジックジャパン株式会社

住所: 東京都文京区後楽1丁目4番25号

電話番号: 03-5804-2340

FAX 番号: 03-5804-2320

メールアドレス: japan@hologic.com

推奨用途及び使用上の制限: 体外診断用医薬品

カタログ No: 301002J-01

## 2. 危険有害性の要約

重要危険性:

特有の危険性: 該当区分なし

GHS 分類:

急性毒性(経口)	区分 4-5
皮膚腐食性/刺激性	区分 2-3
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分 2A-2B
生殖毒性	区分 1B
特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分 1(神経系、消化管)
	区分 3(気道刺激性)
特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	区分 1(腎臓)
水生環境急性有害性	区分 2
水生環境慢性有害性	区分 2

\*上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

## GHS ラベル要素:



注意喚起語: 警告

危険有害情報: 飲み込むと有害  
軽度の皮膚刺激  
強い眼刺激  
水生生物に毒性  
長期的影響により水生生物に毒性

注意書き:

【予防対策】

- ・ 取扱後は眼をよく洗うこと。
- ・ 適切な保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ・ 環境への放出を避けること。

【対応】

- ・ 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合:医師の診断、手当てを受けること。
- ・ 漏出物を回収すること。

【保管】

- ・ 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別:

混合物

化学名又は一般名:

データなし

成分名

含有量(%)

官報公示整理番号  
(化審法・安衛法)

CAS No.

成分名	含有量(%)	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	CAS No.
酢酸亜鉛 二水和物	0.0022	化審法:(2)-693 安衛法:公表化学物質 PRTR 法: 1-1	5970-45-6
Triton X-102	0.2	化審法:(7)-172 安衛法:公表化学物質 PRTR 法: 1-408	9002-93-1

4. 応急措置

吸入した場合:

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合:

気分が悪い時は医師に相談すること。

水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合:

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合:

口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

応急措置をする者の保護:

データなし

予想される急性症状及び遅

吸入:データなし

発性症状:

皮膚:データなし

眼:データなし

5. 火災時の措置
- 消火剤: 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類
- 使ってはならない消火剤: データなし
- 特有の危険有害性: 加熱されると分解して、腐食性及び又は毒性の煙霧を発生するおそれがある。  
火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法: 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
安全に対処できるならば着火源を除去すること。
- 消火を行う者の保護: 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。
6. 漏出時の措置
- 人体に対する注意事項: 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 保護具及び緊急時措置: 密閉された場所に立入る前に換気する。  
全ての着火源を取り除く。
- 環境に対する注意事項: 環境中に放出してはならない。  
河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法・  
機材: 危険でなければ漏れを止める。  
排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐこと。
7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い: 『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。  
取扱後は眼をよく洗うこと。  
適切な保護眼鏡、保護面を着用すること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- 保管: 容器を密閉して冷乾所にて保存すること。  
施錠して保管すること。
- 容器包装材料: データなし
8. 暴露防止及び保護措置
- 許容濃度: 未設定
- 設備対策: この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
暴露を防止するため、作業場には適切な全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
- 呼吸器の保護具: 適切な呼吸器保護具を着用すること。
- 手の保護具: 適切な保護手袋を着用すること。
- 目の保護具: 適切な眼の保護具を着用すること。
- 皮膚及び身体の保護具: 適切な保護衣を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観:	液体
臭い:	無臭
pH:	混合物としての情報なし
融点/凝固点:	混合物としての情報なし
沸点、初留点と沸騰範囲:	混合物としての情報なし
引火点:	混合物としての情報なし
自然発火温度:	混合物としての情報なし
燃焼又は爆発範囲の上限・下限:	混合物としての情報なし
蒸気圧:	混合物としての情報なし
蒸気密度:	混合物としての情報なし
比重(相対密度):	混合物としての情報なし
溶解度:	混合物としての情報なし
n-オクタノール/水分配係数:	混合物としての情報なし
分解温度:	混合物としての情報なし

## 10. 安定性及び反応性

安定性:	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性:	データなし
避けるべき条件:	データなし
混触危険物質:	データなし
危険有害な分解生成物:	データなし

## 11. 有害性情報

	酢酸亜鉛 二水和物	Triton X-102
急性毒性(経口)ラット 経口 (LD50):	ラットに対する経口投与の LD50 = 794 mg/kg (EHC 221(2001)) に基づいて、区分 4 とした。	分類できない
急性毒性(経皮):	分類できない	分類できない
急性毒性(吸入:ガス):	GHS の定義による固体であるため、ガスでの吸入は想定されず、分類対象外とした。	GHS の定義における液体である。 (GHS 分類:分類対象外)
急性毒性(吸入:蒸気):	分類できない	分類できない
急性毒性(吸入:粉塵、ミスト):	分類できない	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	EHC 221 (2001) の記述「20%酢酸亜鉛水溶液は軽度な皮膚刺激性 (slightly less irritant) を示した。」から、4 時間適用試験ではないが、酢酸亜鉛は軽度刺激性を有すると考えられ、区分 3 とした。	分類できない

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:	TECS (1995) の記述から、中等度の眼刺激性を有すると考えられるが、詳細が不明であるので、「分類できない」とした。	ウサギの眼に試験物質の 10%液を 0.1 mL 適用した試験(OECD TG405)において、刺激性(角膜混濁、虹彩炎、結膜の発赤と浮腫)が認められたが、症状は全て適用後 7~21 日にほぼ回復し、MMAS(AOI に相当)= 68.7 であった(ECETOC TR 48 (2) (1998))。 (GHS 分類:区分 2A) 分類できない
呼吸器感作性又は皮膚感作性:	分類できない	分類できない
生殖細胞変異原性:	分類できない	分類できない
発がん性:	分類できない	分類できない
生殖毒性:	分類できない	分類できない
標的臓器/全身毒性(単回暴露):	分類できない	分類できない
標的臓器/全身毒性(反復暴露):	分類できない	分類できない
吸引性呼吸器有害性:	分類できない	分類できない

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性:	酢酸亜鉛 二水和物:データがなく分類できない。 Triton X-102:魚類 (ブルーギル) の 96 時間 LC50 = 3 mg/L (ECETOC TR91, 2003)。 (GHS 分類:区分 2)
水生環境慢性有害性:	酢酸亜鉛 二水和物:データがなく分類できない。 Triton X-102:急性毒性区分 2 であり、急速分解性がない (BIOWIN)。 (GHS 分類:区分 2)

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器:	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国連分類: 該当しない  
国連番号: 該当しない  
輸送の特定の安全対策及び条件: 移送時にイエローカードの保持が必要。  
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

消防法: 該当しない  
労働安全衛生法: 名称等を通知すべき有害物  
化審法: 酢酸亜鉛 二水和物:(2)-693  
Triton X-102: 第3種監視化学物質(法第2条第6項)(政令番号:3 監-42)  
化学物質排出把握管理促進法: 酢酸亜鉛 二水和物: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(政令番号:1-1)  
Triton X-102: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(政令番号:1-408)  
下水道法: 酢酸亜鉛 二水和物: 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

16. その他の情報

引用文献

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 1) 化学物質の危険、有害便覧          | 中央労働災害防止協会       |
| 2) 知っておきたい職場の化学物質        | 中央労働災害防止協会       |
| 3) 製品安全データシートの作成指針       | 日本化学工業協会         |
| 4) GHS 分類結果データベース        | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 |
| 5) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP) | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 |